

あなたのまちのバリアフリー化について、 お困りのことはありませんか？

このような
ことで困って
いませんか？

それぞれの施設にバリアが残っている。

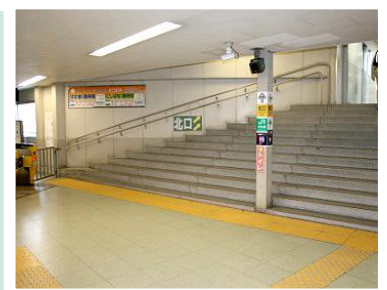
- 歩道が狭く、電柱が通行の妨げになっている。
- 横断歩道の前に勾配があるため、待っているのが大変。



- 点字ブロックがつながっていない。
- 点字ブロックの上に自転車が駐輪している。



- 手すりを使うと階段を斜めに上り下りしなければならず危険。
- 駅舎内に段差がある。
- 手すりの両端に水平部分がなく、階段の途中から手すりがはじまっている。



施設ごとにバラバラにバリアフリー化が進められている。

- 病院がバリアフリー化されているのに、歩道が狭いので車いすで通院できない！
- 駅前がバリアフリー化されたのに、駅舎内に段差があるので電車に乗りづらい！
- 歩道に点字ブロックが整備されたのに、建物内につながっていない！

誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるために、バリアフリーの考え方を広く共有したい・・・。

駅、道路、建物などの連続したバリアフリー化を進めるために、市町村がバリアフリー化に向けた計画を作成する制度があります。

マスタープラン（移動等円滑化促進方針）の概要

- 駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区）において、**面的・一体的なバリアフリー化の方針**を市町村が示すものです。
- マスタープランの作成により、基本構想を作成していない自治体や基本構想を作成していない地区等で、駅、道路、建物などの具体施設のバリアフリー化事業の調整が難しい段階においても、バリアフリー化を促進させることができます。
- なお、基本構想を作成している地区でも、マスタープラン制度を活用し、更なるバリアフリー化の促進に向けてバリアフリー化の方針を再設定することもできます。

基本構想（移動等円滑化基本構想）の概要

- 駅を中心とした地区や、高齢者・障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、市町村は、**駅、道路、建物などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進**するため、**その地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等**を位置付ける「基本構想」を作成することができます。
- 関係する市町村・事業者・建築主などは、基本構想に定める特定事業に基づき、具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、事業を実施していくことになります。



マスタープラン・基本構想の素案を検討する際の留意点

<市町村への事前相談・問合せについて>

- 市町村ごとにまちづくりの考え方が異なるため、**住民にどのようなものを素案として求めるかは、各市町村によって異なります。**
- 各市町村に事前相談の仕組みがある場合もありますので、**素案作成の前に市町村に相談・問合せをすることが望ましいです。**

マスタープラン・基本構想の作成・見直しを市町村に提案する際には、必要な事項を記載した計画の「素案」を作成して、市町村に提出します。

- 市町村がマスタープラン・基本構想を作成していない場合や、作成している場合であってもそれを見直してほしい場合には、利用者、住民、NPO 法人、公共交通事業者などのみなさまが、市町村に対して、マスタープラン・基本構想の作成・改善を提案できます。

マスタープラン・基本構想の素案に必要なこと

- マスタープラン・基本構想の素案には、基本的に以下の3点が記載されている必要があります。

① 生活関連施設・・・連続したバリアフリー化をして欲しい施設

➡ A 駅、B 病院、C 福祉施設

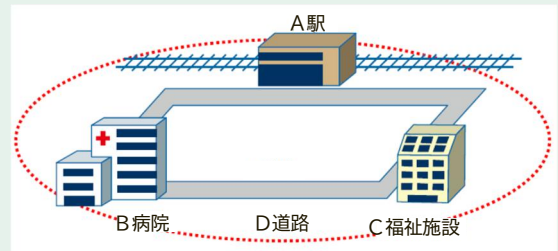
② それらの施設をつなぐルート

➡ D 道路

③ どのように改善してほしいか

➡ A 駅に、エレベーターをつけて欲しい。B 病院に、車椅子駐車スペースを増やして欲しい。C 福祉施設に、案内用の点字ブロックを整備して欲しい。D 道路の歩道を広くしてほしい。

素案の内容
(イメージ)



住民組織の提案による簡易な基本構想（素案）の例 <茨城県土浦市>

土浦市では、バリアフリー新法に基づく住民提案制度ができる前から、市民団体がまちのバリアフリー化に向けた取組みを進めていました。電車やバスの乗車点検、シンポジウム、勉強会などを経て作成された基本構想（素案）が、平成 19 年 7 月に市へ提案されました。



土浦市の担当者も参加した勉強会

○ 基本構想の素案について

提案された基本構想（素案）は、以下の3項目が示された簡易なものです。

- 1 基本構想策定は、高齢者・障害者がよく利用し、観光客も多い土浦駅周辺～土浦港、ショッピングモール 505～亀城公園までを一体的に整備すること。
- 2 基本構想策定・推進は、企画から現場の調査、施工、事後評価に至るまで高齢者・障害者等当事者が深く関与できる参画の仕組みをつくること。
- 3 ユーザーエキスパート※や、参加したい人すべてが参加できる公募の仕組みをつくること。

提案を行った市民団体から
「市の担当者や事業者も含め、誰でも参加できる意見交換会の開催を求めました。意見交換会で、理解と信頼を深めることができました。」

土浦市からのアドバイス
「住民提案の動きがある団体の情報があった際には、積極的に協働し提案提出につなげることで、ニーズを早期に把握するとともに、自治体の政策にある程度沿った提案につなげることができると思います。」

土浦市バリアフリー基本構想策定協議会
役割：①重点整備地区の設定 ②バリアフリー基本構想の検討 ③バリアフリー化の推進策の検討
メンバー：学識経験者、道路管理者、公安委員会、公共交通事業者、高齢者・障害者団体、公募による市民等

意見交換会
活動内容：①目的施設・移動経路等の検討 ②まち歩き点検ワークショップ ③利用者要望のとりまとめ
メンバー：高齢者、障害者、地域住民、学識経験者、市担当課等
△ 各会議の運営
事務局：土浦市 都市整備部 都市計画課

素案受理後の土浦市バリアフリー基本構想の作成体制

※ユーザーエキスパート：自分自身や近親者が障害を持っている等の理由でバリアフリーに詳しい方。

<そのほかの留意点>

- 市町村に提案する前に、関係者で話し合っ**てほかの人の意見も聞いて取り入れた**り、**ほかの市民グループの方と一緒に取り組んだり**すると、より良い提案に繋がります。
- 提案の際は、口頭で要望を伝えるのではなく、**必要な事項を記載した素案を**書面で市町村の担当部署に提出してください。

次のような流れで、マスタープラン・基本構想を市町村に提案することができます。

1. 住民提案の検討（素案の作成）

STEP 1 みんなと一緒にまちのバリアを発見しましょう！

- みんな（地元の町内会、商店街組合など、同じ地域にお住いの方々など）と一緒に、駅、道路、建物などの「バリア」を探しましょう。



STEP 2 みんなでバリアフリーのまちについて話し合しましょう！

- まちなかを移動する視点から、駅、道路、建物などがバリアフリー化されているかどうか、みんなと話し合しましょう。
- 早めに市町村に相談して、アドバイスを受けることも大切です。



STEP 3 みんなで考えたことを市町村に提案しましょう！

- 「①生活関連施設」、「②それらの施設をつなぐルート」、「③どのように改善してほしいか」を計画の素案としてまとめ、地元の市町村に提案しましょう。



- ・「素案」の提出
- ・バリア箇所の改善要望



- ・受付要件を満たすように聞き取り・助言
- ・採用される判断基準について説明・助言

2. 自治体受付

3. 自治体内部での検討 （提案された「素案」に対して庁内で議論します）

4. マスタープラン・基本構想の作成の決定

5. マスタープラン・基本構想の作成の着手

マスタープラン・基本構想を作成しないことの決定

マスタープラン・基本構想として検討・作成しない場合でも、ほかの事業の参考とすることや、個別対応が可能であるか検討します。

※ マスタープラン・基本構想の作成や見直しについては、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」も参照してください。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html

国土交通省各地方支分部局等お問い合わせ先

国土交通省 総合政策局 共生社会政策課 03-5253-8111

北海道運輸局交通政策部	共生社会推進課	011-290-2725	北海道開発局開発監理部	開発調整課	011-709-2311
東北運輸局交通政策部	共生社会推進課	022-791-7513	東北地方整備局企画部	企画課	022-225-2171
関東運輸局交通政策部	共生社会推進課	045-211-7268	関東地方整備局企画部	広域計画課	048-600-1330
北陸信越運輸局交通政策部	共生社会推進課	025-285-9152	北陸地方整備局企画部	広域計画課	025-280-8880
中部運輸局交通政策部	共生社会推進課	052-952-8047	中部地方整備局企画部	企画課	052-953-8119
近畿運輸局交通政策部	共生社会推進課	06-6949-6431	近畿地方整備局企画部	企画課	06-6942-1141
神戸運輸監理部	総務企画部	078-321-3145	中国地方整備局企画部	企画課	082-221-9231
中国運輸局交通政策部	共生社会推進課	082-228-3499	四国地方整備局企画部	企画課	087-851-8061
四国運輸局交通政策部	共生社会推進課	087-802-6727	九州地方整備局企画部	企画課	092-471-6331
九州運輸局交通政策部	共生社会推進課	092-472-2333	沖縄総合事務局開発建設部	建設行政課	098-866-1908
沖縄総合事務局運輸部	企画室	098-866-1812			